

(債務者変更・相続人用)

債務引受並びに事業継承者 (新債務者) 決定の誓約書

平成 13 年 2 月 25 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所 神戸市中央区南町 3-4
相続人 尼崎 三男



住 所 神戸市中央区南町 3-4
相続人 尼崎 花子



住 所 神戸市長田区生田町 1-6
相続人 尼崎 五郎



債務者(被相続人) 尼崎 一郎 は、貴協会との信用保証委託契約に基づき、下記のとおり借入れをしておりましたが、同人が 平成 13 年 1 月 10 日死亡したことにより、相続人である私どもが債務者(被相続人)の債務を相続しました。

つきましては、相続人協議の結果、 尼崎 三男 が、下記の相続債務全額を引受け、営業権も継承することになりましたのでお届けします。

なお、後日、相続人間で紛争ある場合は、私どもで解決し、貴協会にご迷惑をかけることを誓約します。

記

借入金融機関 昭和信用金庫 長田支店

信用保証委託契約日	借 入 日	当初借入金額
平成 9 年 3 月 28 日	平成 9 年 3 月 30 日	10,000,000 円
平成 10 年 12 月 15 日	平成 10 年 12 月 18 日	5,000,000 円
年 月 日	年 月 日	円